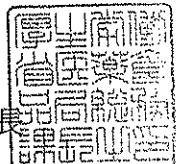


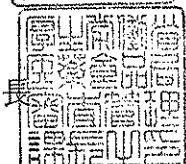


薬食総発第0525002号  
薬食審査発第0525001号  
薬食安発第0525001号  
平成18年5月25日

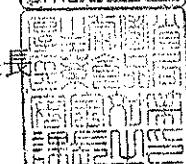
各都道府県衛生主管部(局)長 殿  
各地方厚生局长 殿



厚生労働省医薬食品局総務課長



厚生労働省医薬食品局審査管理課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長

### 「法人の薬局等の業務を行う役員の範囲について」の一部改正について

薬局、医薬品等製造業等(以下「薬局等」という。)の許可申請等に際し、申請者が法人である場合に診断書の添付を必要とする「業務を行う役員」の範囲については、昭和57年3月31日付け薬企第19号厚生省薬務局企画課長・審査課長連名通知「法人の薬局等の業務を行う役員の範囲について」によってその取扱いを示しているところです。今般、会社法(平成17年法律第86号)の施行等に伴い、当該通知を下記のとおり改めますので、貴管内の関係業者への周知徹底についてよろしくお取り計らい願います。

#### 記

「1 法人の業務を行う役員の範囲」中  
 「合資会社にあつては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員」を  
 「合資会社にあつては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員  
 合同会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員」に、  
 「有限会社又は株式会社にあつては」を「株式会社(特例有限会社を含む。)に  
 あつては、「会社を代表すべき」を「会社を代表する」に、「担当する取締



役」を「担当する取締役。ただし、委員会設置会社にあつては、代表執行役及び薬事法の許可に係る業務を担当する執行役。」に、「商法第479条」を「、会社法第817条」に改める。

(参考)

### 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p>1 法人の業務を行う役員の範囲</p> <p>合名会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員</p> <p><u>合資会社にあつては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員</u></p> <p><u>合同会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員</u></p> <p><u>株式会社（特例有限会社を含む。）にあつては、会社を代表する取締役及び薬事法の許可に係る業務を担当する取締役。ただし、委員会設置会社にあつては、代表執行役及び薬事法の許可に係る業務を担当する執行役。</u></p> <p>外国会社にあつては、<u>会社法第817条</u>にいう代表者</p> <p>(略)</p>	<p>1 法人の業務を行う役員の範囲</p> <p>合名会社にあつては、定款に別段の定めがないときは社員全員</p> <p><u>合資会社にあつては、定款に別段の定めがないときは無限責任社員全員</u></p> <p><u>有限会社又は株式会社にあつては会社を代表すべき取締役及び薬事法の許可に係る業務を担当する取締役</u></p> <p>外国会社にあつては<u>商法第479条</u>にいう代表者</p> <p>(略)</p>